

移住推進空き家活用事業実施要領

(令和 4年 6月 1日制定)

第1 趣旨

この実施要領は、移住推進空き家活用事業補助金の適正かつ円滑な交付を図るため、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）及び移住推進空き家活用事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助金の配分

振興局への補助金の配分は、当該振興局への実情を勘案の上、移住定住推進課長が決定するものとする。

第3 県内への定住

交付要綱第1に規定する「県内の移住推市町村（地域）への定住」とは、市町村及び受入協議会の支援を受けて、県外から移住推進市町村（地域）に、定住することをいう。

第4 補助事業の実施期間

交付要綱第4に規定する補助対象事業は、交付申請年度と同一年度内に実施するものとする。

第5 補助事業の対象

交付要綱第4の別表1に規定する空き家改修事業及び空き家片付け事業の対象経費は、次に定めるとおりとする。

(1) 空き家改修事業

居住用の建物において、その使用上基礎的な障害があり、次の箇所の改修工事の経費を対象とする。ただし、増改築、生活の向上を図る改修、生活する上で必需でない改修、建物と一体となっていない家電及び家財道具、軽微な改修並びに国及び市町村等の補助対象となる改修で別で定めるものは、対象外とする。

ア 床、柱、梁、屋根、内装、又は外壁等の改修費

イ 台所設備、浴室、便所又は洗面所等の改修費（これらに附属する備品の購入費を含む。）

ウ ガス、給排水設備、給湯設備又は電気設備等の改修費

(2) 空き家片付け事業

家財整理、撤去及び処分活動で、次の経費を対象とする。

ア 片付け代行業者への委託費

イ 片付けのための往來に必要な旅費

ウ 親戚・近隣住民等で作業に従事した方への謝金（合理的な額に限る。）

第6 交付申請書の受付

(1) 交付要綱第6に規定する交付申請書の受付は、随時行うものとする。

(2) 補助対象となる対象者の補助金交付申請額の総額が、当該年度の予算額を超えた時点で、受付は終了する。

(3) 交付申請書提出後の補助金額の増額変更は、認めないものとする。

第7 現地調査

交付要綱第8の2(3)に規定する調査については、別に定める検査内規により実施するものとする。

第8 実施報告書の添付書類

- (1) 交付要綱別表3に規定する居住者の住民票については、第3に規定する県内の移住推進市町村(地域)への定住が確認できるものとし、居住者が複数の場合は、代表する者の住民票とする。
- (2) 交付要綱別表3の空き家改修事業に規定する平面図は、交付申請書に係る事業実施部位を明記した平面図とする。
- (3) 交付要綱別表3に規定する写真は、事業完了時の写真とする。
- (4) 第5に規定する交付対象経費の内容を確認するため、その他必要な書類の添付を求めることができるものとする。